



不妊治療をサポート

問い合わせ 子育て支援課(東8南13、保健福祉センター内、☎25・9722)

帯広市では、医療保険が適用されず負担が大きい、特定不妊治療(体外受精と顕微授精)に掛かった費用の一部を助成しています。

妻の年齢、助成回数と助成金額

初回助成の治療開始時点の妻の年齢	助成回数	助成金額
40歳未満	通算6回まで	1回の申請につき7万5000円を上限 ※ただし、治療に掛かった費用から北海道特定不妊治療費助成事業で受けた助成金を差し引いた金額(43歳以上の場合は治療に要した費用)が7万5000円に満たない場合は、その金額
40歳以上	通算3回まで	
43歳以上		

※北海道特定不妊治療費助成事業の決定を受けた人でも、市の通算助成回数を超える場合は、対象となりません。

対象者 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた人
申請方法 申請書と請求書に必要事項を記入の上、①②③を添付して、子育て支援課に申請してください。申請書と請求書は、子育て支援課で配布しているほか、市ホームページからも印刷可能です。

- ① 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定指令書
- ② 北海道特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し(北海道より送付を受けている人)
- ③ 印鑑と銀行口座が分かるもの

43歳以上の人への助成

今年度から助成対象者を一部変更し、助成を受ける治療開始時点の妻の年齢が43歳以上で、北海道特定不妊治療費助成の対象とならない人でも、市の通算助成回数が3回を超えない場合は対象になります。要件など、詳細は問い合わせください。

- 申請には、申請書と請求書のほかに次の書類などが必要です。
- ・帯広市特定不妊治療費助成事業受診等証明書(医師が記載)
- ・治療に係る領収書
- ・夫婦の所得を証明する書類
- ・印鑑と銀行口座が分かるもの

不妊に関する専門相談

治療への不安など、不妊に悩む夫婦に対する相談機関です。気軽に相談してください。
帯広保健所(☎27・8637)
不妊専門相談センター(旭川医科大学病院産婦人科)(☎0166・68・2568、予約制)



創業したい人を支援

さまざまな支援策があります

問い合わせ 商業まちづくり課(市庁舎7階、☎65・4165)

帯広市の創業支援事業計画が認定

帯広市では、地域で創業を希望する人の支援を目的に、帯広商工会議所などの創業支援事業者と連携して取り組む、「創業支援事業計画」を策定しました。平成26年6月に国の認定を受け、今年5月に十勝全域の計画に変更を行いました。

特定創業支援事業とは

創業支援事業者が創業希望者などに、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識について指導助言を行います。商工会議所に「相談窓口」、金融機関に「融資、保証、相談窓口」や「セミナー」があります。国の創業支援策を活用するには、市の計画に定められた特定創業支援事業のいずれかを受けることが要件とされている場合があります。詳細は問い合わせください。

創業支援策について教えてください

Q 国の支援策はどのようなものがありますか？
A 国の創業支援策として、次のような支援があります。
・会社設立の際にかかる登録免許税を半額に軽減
・信用保証協会の無担保、第三者保証なしの創業関連保証枠の拡充(通常1000万円から1500万円へ)
・創業関連保証の特例期間延長(通常事業開始2カ月前から6カ月前へ)

Q 帯広市独自の創業支援制度はありますか？
A 帯広市では、中小企業者の資金調達を目的に「帯広市中小企業振興融資制度」を設け、市内中小企業者を対象に、金融機関を通じた低利の融資を行っています。
・新規開業支援資金(運転・設備各1000万円)
・ニューフロンティア資金(運転3000万円・設備1億円、十勝の農畜産物など地域の優位性を生かした事業活動が条件)など
融資制度の詳細は、商業まちづくり課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

帯広市 融資制度 [検索](#)



ストップ 狂犬病

犬の登録と予防接種は飼い主の義務

問い合わせ 環境都市推進課(市庁舎8階、☎65・4136)

狂犬病はとても恐ろしい

狂犬病は、狂犬病ウイルスを持つ犬などの動物にかまれたり、引つかかれて感染します。一般的に潜伏期間が1〜2カ月で、風邪に似た症状からはじまり、錯乱、攻撃性などを呈し、昏睡状態になります。人が感染して発症すると、ほぼ100パーセント死亡するといわれる恐ろしい病気です。

世界のほとんどの地域で発生している、日本でも感染する恐れがあるので、万が一に備えることが大切です。

登録・予防注射は屋内犬も全て対象

生後91日以上の犬は生涯に1度の登録、年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。狂犬病発生時のまん延を防ぐためには、予防注射が重要です。また、狂犬病が発生した場合に、その地域の飼い犬の検診などを速やかに行うために、どこに何頭いるのか、登録情報で市が把握しておく必要があります。

屋内で飼育している犬も全て、飼い犬登録と予防注射が必要です。
登録手続き
登録手続きをすると、「鑑札」と「門票」を交付します(写真)。鑑

札は首輪などに付け、門票は家の入り口の見えやすい場所に貼ってください。

登録手続きは次の場所です。受け付け可能な動物病院もあるので、各動物病院に問い合わせください。
場所 環境都市推進課(市庁舎8階)、大正支所、川西支所
登録手数料 3000円
狂犬病予防注射
動物病院などで接種することができます。接種後、「狂犬病予防注射済証」と「狂犬病予防注射済票(プレート)」を交付します(写真)。注射だけではなく、プレートの交付も受けなければなりません。プレートが交付されない場合は、予防注射後に渡される「狂犬病予防注射済証」を持って、環境都市推進課で交付を受けてください。
狂犬病予防注射済票交付手数料 550円

